

3. 西宮市の将来計画

①西宮市第4次総合計画

【目標年次】

- ◎基本構想 目標年次：平成30（2018）年度
- ◎基本計画 計画期間：
平成21（2009）～30（2018）年度
10年【中間年度（平成25年度）見直し】
- ◎実施計画 計画期間：3年【毎年度見直し】

【まちづくりの基本目標】

「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」

西宮市は、昭和38年の「文教住宅都市宣言」以来、豊かな自然と住環境が共存する文教住宅都市を目指し、まちづくりを進めてきました。
第4次西宮市総合計画では、これまで引き継いできた「文教住宅都市」の一層の発展を図るとともに、人と人、人と自然、人と文化といった多様なふれあいを通じて、心の豊かさを感じることでできるまちの実現をめざしていきます。

【将来のまちのイメージと政策・施策】

基本目標	将来のまちのイメージ	政策名	施策名
基本構想 第6 1 基本目標	基本構想 第6 2 将来のまちのイメージ	基本構想 第7 施策の大綱	
ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮	市民一人ひとりが輝いて 生きるまち	いきがい つながり	人権問題の解決 男女共同参画社会の実現 多文化共生社会の構築と国際交流の推進 平和施策の推進 市民活動の支援 生涯学習の支援 公民館・図書館機能の充実 芸術・文化の振興 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	子どもたちの笑顔が あふれるまち	すこやか はぐくみ	子育て支援の充実 家庭教育の支援と青少年の健全育成 学校教育の充実 信頼される学校づくり 計画的・効率的な学校施設運営
	みんなが安心して暮らせる 安全なまち	あんしん あんぜん	地域福祉の推進 高齢者福祉の充実 障害のある人の福祉の充実 生活自立の援助 健康増進と公衆衛生の向上 医療サービスの充実 医療保険・医療費助成・年金制度の安定 災害・危機に強いまちづくり 消防・救急救助体制の充実 道路の整備 <u>公共交通の利便性向上</u> 水の安定供給 下水道・河川の整備 良好な住宅・住環境の整備 交通安全対策と駐車対策 防犯対策の推進 消費生活の安定と向上
	水と緑ゆたかな 美しいまち	うるおい かいてき	環境学習都市の推進 緑の保全と創造 資源循環型社会の形成 快適な生活環境の確保 美しい都市景観の形成 良好な市街地の形成
	人々が楽しく交流する 元気なまち	にぎわい そうぞう	大学との連携・交流 都市型観光の振興 産業の振興 勤労者福祉の向上 都市農業の展開

3. 西宮市の将来計画

②西宮市都市計画マスタープラン（まちづくりの基本方針と施策展開の方向性）

【計画期間】

平成23年度からおおむね10年間

【基本理念と将来像】

【まちづくりの基本理念】

宮水の「えん」でつなぎ育む 美しいまち西宮
 私たちは、西宮がこれまで培ってきた文教住宅都市としての優れた環境と、品の良さを感じさせる個性的な都市イメージをさらに高め、構成に継承するため、「人（私）と自然」、「人（私）とまち」、「人（私）と人」のつながりを育み、美しいまちを実現します。

【暮らしとまちの将来像】



まちづくりの基本方針	施策展開の方向性		行政					市民事業者NPO等	
			土地利用	市街地住宅地	交通	水みどり	景観		防災
緑と水を身近にする	今ある緑と水を大切にする	良好な自然環境の保全	●			●	●		
		身近な緑や農地の保全	●	●		●	●	●	●
	新たな緑を増やす	公共空間としての緑の整備	●	●		●	●	●	
		民有地での緑化の推進	●	●		●	●		●
	緑と水に親しむ機会を増やす	公園や緑地に愛着を持てる仕組みづくり				●	●		●
	都市と農村の交流	●		●	●			●	
環境と共生する	低炭素、省エネルギーな都市をつくる	歩いて暮らせる地域づくり	●	●	●	●			●
		環境に配慮した建築物等の誘導		●		●			
	都市農地の保全	●	●		●			●	
	環境に配慮したインフラを整備する	環境負荷を低減する技術の導入		●	●	●			
	一人ひとりの生活を環境にやさしいものにする	環境意識の向上			●	●		●	
地域の個性を活かす	地域の大切なコトやモノを見つける	地域資源の発見	●	●	●	●	●	●	●
	地域の大切なコトやモノを学ぶ	地域資源の発信・共有	●	●	●	●	●	●	●
	地域の大切なコトやモノを守る	地域資源の保全	●	●	●	●	●	●	●
	地域の大切なコトやモノを活かす	地域資源の活用	●	●	●	●	●	●	●
都市の魅力高める	訪れたいまちにする	魅力的な拠点整備	●	●	●	●	●		●
		文教都市の魅力向上	●	●	●	●	●	●	●
	住みたいまちにする	アクセスしやすいまちづくり		●	●	●			●
安全と安心を守る	日常生活の安心を高める	安心して住み続けられる都市の整備	●	●	●	●	●	●	●
		安全・安心・快適な交通環境の整備	●	●	●	●	●	●	●
	災害時に被害の少ない都市を整備する	都市の防災性能の向上	●	●		●		●	●
		地域の防災力の向上		●		●		●	●
	助け合いのコミュニティを育てる	地域の防災・防犯意識の向上		●			●	●	
元氣やにぎわいを生み出す	多くの人が集まる魅力ある市街地を形成する	にぎわいと魅力あふれる市街地の形成	●	●	●	●			●
		持続的な企業活動を支える環境の保全	●			●			●
	小さなにぎわいをつなぎ育む	地域間交流の促進		●	●	●	●	●	●
		交流の場を増やす	●	●	●	●	●	●	
地域のチカラを高める	個人の力を伸ばす	まちづくり人の育成	●	●	●	●	●	●	●
	日常的に交流がうまれるまちをつくる	交流がうまれる仕組みづくり	●	●	●	●	●	●	●
	地域のことは地域でできる仕組みをつくる	地域でのまちづくり支援	●	●	●	●	●	●	●

3. 西宮市の将来計画

③ その他交通関連計画

	西宮市地域公共交通連携計画（H21）	ひょうご21世紀交通ビジョン（H7.10）	ひょうご公共交通10ヵ年計画（H25.3）	西宮市交通バリアフリー基本構想（H15.7）
計画期間	目標年次は平成 30 年度（計画期間平成 21 年度～平成30 年度）とする。	おおむね2030年（20世紀を体験しない人々が社会を支える時代が始まり、新しい価値観が定着する時期	2013(平成25)年～2022（平成34）年「21世紀兵庫長期ビジョン（2011年策定）」の想定年次である2020（平成32）年頃を見据えつつ、本計画の期間は10年間とします。	基本構想の目標年次を2010年度（平成22年度）に設定し、今後、バリアフリー事業の推進に努めます。
計画目標	平成 30 年度に、「バス乗車数 50,000 人/日」と「バス満足度 25.0%」を目標とします。	「生活の中に交通がとけ込み、交通を介して交流が拡がり、交通を通して地域が活きづく」 そのような交通の実現を目指します。	みんなでつかい 明日へつなぐ公共交通	環境にやさしく、だれもが使いやすい公共交通をめざして
課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 南北両地域を連絡する公共交通機能が弱く、地域間の交流や連携を阻害しています。 (2) 既存の公共交通網(鉄道・バス)において、不便地域が点在しています。 (3) 市民のバス交通に対する満足度は低く、高齢社会への対応、公共交通の利用促進や維持・活性化の観点等からも、サービス水準の向上が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界との多様な交流が展開される「グローバルひょうご」 ・多軸型国土の要となる「交流の十字路ひょうご」 ・県境を越えた交流が展開される広域生活圏「グレーターひょうご」 ・都市部と農山漁村部が共生する「ひとつの生活圏ひょうご」 ・多彩な個性が活きづく多核型の「モザイク都市ひょうご」 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共交通の負のスパイラルの拡大 (2) 交通事業者間の連携不足 (3) 交通分野と他分野との協調不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある人が自立した社会生活を営むことができる環境整備 ・公共交通機関の利便性、安全性の向上
基本方針	<p>基本方針1 北部地域および南部地域を直接連絡する公共交通の確保</p> <p>基本方針2 公共交通不便地域の改善</p> <p>基本方針3 市内全域におけるバス交通サービスの向上</p>	<p>基本目標1 ひょうごの拠点性を高め、国内外との交流を促進する交通体系の充実</p> <p>基本目標2 生活圏の広域化に対応した交通体系の拡充</p> <p>基本目標3 地域の活動を支援する交通体系の強化</p> <p>基本目標4 人と自然に配慮した交通の確立</p> <p>基本目標5 快適で多様な交通の創出</p>	<p>課題解決の方針1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者（交通事業者、行政、住民）の意識改革 ・交通事業者の経営改善 ・交通事業者の自助努力への支援 <p>課題解決の方針2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる事業者間の連携強化 ・情報通信技術（ICT）等を活用した公共交通案内情報の充実 ・個別に運営されている交通事業の一体的運営をめざした検討の推進 <p>課題解決の方針3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光、まちづくり、福祉、地域等他分野との役割分担の明確化 ・他分野との連携による効率的な施策実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、身体障害者など、だれもが社会参加できる街づくり ・環境にやさしい公共交通の利用促進 ・市民、交通事業者、行政の連携による実効性のあるバリアフリー事業の推進 ・市民一人ひとりがバリアフリーに関心を持つ「心のバリアフリー」の推進

3. 西宮市の将来計画

④西宮市地域福祉計画

【計画の期間】

この計画の期間は、平成22年度から平成27年度までの6年間とします。

【計画の基本理念】

市民一人ひとりが尊重しあい 支えあふ ふれあいのある安心して暮らせるまちづくり

【計画の基本目標】

■市民一人ひとりの自分らしい生き方の尊重

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、市民一人ひとりが個人として尊重され、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送れるようにすること。

■市民の主体的・積極的な取り組みの重視

市民一人ひとりが地域社会の一員として、主体的、積極的に身近な地域でのふれあい、助けあい、支えあいの活動が行えるようすること

■地域特性の尊重・地域の資源の活用

住民により身近な生活圏域として福祉活動が展開されているエリアを軸として、それぞれの地域の実情や特色を考慮し、地域に存在する多様な社会資源を活用していくこと。

■地域に関わるすべての主体の協働・連携

地域ケア体制の構築が求められる中、公的なサービスと地域福祉活動が連携し、市民、ボランティア、NPO、事業者、地域団体、当事者団体、行政など地域の多様な主体が、相互に協働していくこと。

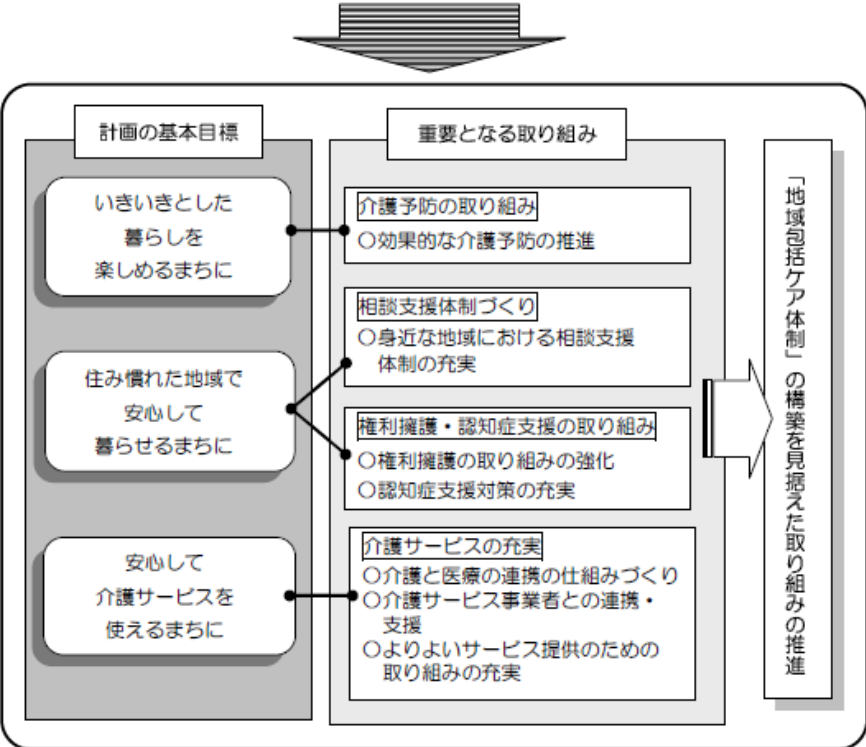
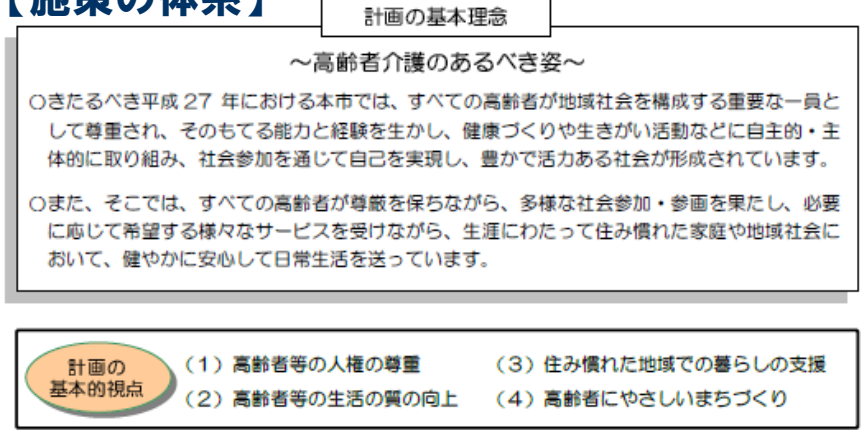
3. 西宮市の将来計画

⑤西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画

【計画の期間】

本計画は、平成27年における本市の高齢者介護のあるべき姿に向けた仕上げの計画として、また、平成27年以降の「地域包括ケア体制」の構築を見据えた新たな取り組みをスタートする計画として、平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間とします。

【施策の体系】



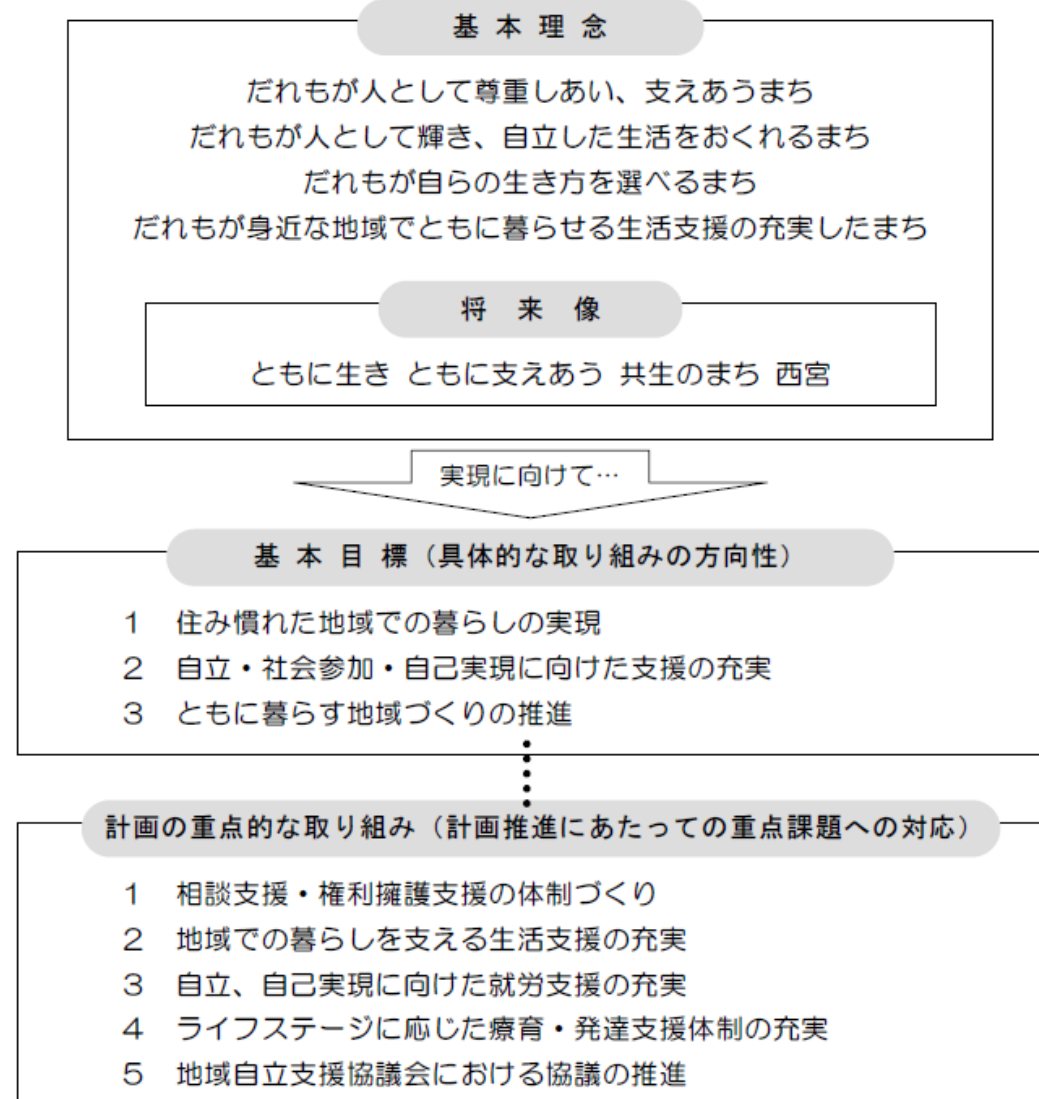
3. 西宮市の将来計画

⑥西宮市障害福祉推進計画

【計画の期間】

本計画は、平成24年度から平成29年度までの6年間の計画の期間とします。
「第3期西宮市障害福祉計画」にあたる「第6章 障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量」については、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画の期間とします。

【施策の体系】



3. 西宮市の将来計画

⑦西宮市都市型観光推進計画

【計画の期間】

本計画の期間は、平成23年度（2011）から27年度（2015）までの5か年とします。なお、計画策定後は、この進捗状況の把握に努めるとともに、観光を取り巻く社会経済情勢の変化などにも的確に対応しながら、平成27年度に必要な応じて計画内容の見直しを行い、計画を改定することとします。

【基本理念と基本方針】



3. 西宮市の将来計画

⑧第二次西宮市地球温暖化対策実行計画

【計画の期間】

本実行計画の期間は、基準年度を平成18年度として、平成20年度から平成24年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

【対象とする温室効果ガス】

以下の4物質を対象とします。

- ① 二酸化炭素 (CO₂) ② メタン (CH₄) ③ 一酸化二窒素 (N₂O) ④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)

【削減目標】

基準年度を平成18年度とし、平成24年度までに、温室効果ガスの排出量をおおむね3.0%削減します。

【環境配慮項目ごとの目標達成にむけた取り組み】

①電気の使用に対する取り組み

項目	取り組み
使用・行動	不要な照明の消灯
	OA機器等の不要な電力の削減
	エレベータの利用の抑制
	空調使用時季のエコスタイル（クールビズ、ウォームビズ） ブラインドやカーテンの有効利用
購入	電気消費量のより少ないOA機器等の選択
施設の管理	空調設備の温度設定の適温化（冷房28℃、暖房19℃を目安）
	エアコン・空調機のコマメなフィルター掃除
施設の整備	エネルギー消費量のより少ない建築設備や自然エネルギー設備の導入等、「環境配慮型庁舎」の取り組みの推進
その他	電気の環境配慮調達の推進等

②各種燃料の使用に対する取り組み（主に冷暖房に使用する燃料）

項目	取り組み
使用・行動	空調使用時季のエコスタイル（クールビズ、ウォームビズ） （再掲）
	ブラインドやカーテンの有効利用（再掲）
	ガス給湯機器・コンロ等の効率的な使用
購入	電気消費量のより少ないOA機器等の選択
施設の管理	空調設備の温度設定の適温化（冷房28℃、暖房19℃を目安） （再掲）
	エアコン・空調機のコマメなフィルター掃除（再掲）
施設の整備	エネルギー消費量のより少ない建築設備や自然エネルギー設備の導入等、「環境配慮型庁舎」の取り組みの推進（再掲）